

令和3年3月30日

見附市企画調整課

令和3年2月24日（水）から令和3年3月25日（木）までの間、「見附市公共施設個別施設計画（案）」のパブリックコメントを実施し、2件のご意見が寄せられましたので、その内容とそれに対する市の考え方をお知らせします。

No.	寄せられた意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>ホームページで公開されている原案の概要版の方には、財源について記載があるが、原案の本編の方には記載がない。概要版で記載できるのであるのならば、本編の方にも記載すべきではないか。</p>	<p>財源については、個別施設計画作成のマニュアル・ガイドラインでは記載項目として挙げられていません。しかし、概要版の方では、市の負担額を分かりやすく表現するために財源について記載しました。</p> <p>財源については、現状、「公共施設等適正管理推進事業債」の発行が令和3年度までしか認められていないなど、国の制度運用が流動的であることから、本編では財源の記載をしないことといたしました。</p>
2	<p>施設利用者たる一般市民への被害が生じる恐れのあるものについては「予防保全」とすべきではないか。</p> <p>（理由）</p> <p>原案では「予防保全」を行う施設を「延べ床面積200平方メートル以上」としているが、なぜ延床面積を基準とするのかという考え方については、原案では明確にされていない。</p> <p>また、原案においては「反田保育所」「総合体育施設の相撲場及び弓道場」「上北谷公民館」など、一般市民が利用する施設についても「事後保全」とされているものが多数見られるが、例えば同じ保育所であるにも関わらず「予防保</p>	<p>施設の規模が大きい程、長寿命化を実施することによるコスト削減効果が大きいと見られるため、ひとつの基準として、予防保全を行う施設を原則延床面積200平方メートル以上としています。</p> <p>ご意見の中にある「反田保育園」につきましては、園児の減少と施設の老朽化から、今後のあり方を検討することとしているため、事後保全の施設にしました。</p> <p>なお、予防保全は施設の長寿命化を図るための管理方法であり、事後保全との比較で安全面に差が生じるものではありません。事後保全の施設においても、随時、点検や不具合箇所の修繕を行い、</p>

<p>全」と「事後保全」に別れている理由が延床面積のみであるとしたら、理由としては薄弱である。仮に施設を「事後保全」として満足な施設点検等を行わなかった結果、その施設の不備により利用者たる一般市民に被害を与えた場合は、国家賠償法第2条の「公の営造物の管理瑕疵」を問われる事態になる可能性がある。</p>	<p>施設の適正管理に努めてまいります。</p>
---	--------------------------